

令和4年度第1回いじめ対策総点検（報告）

- 1 日 時 令和4年8月3日（水）10:00～12:00
- 2 場 所 県立新津南高等学校 応接室
- 3 訪 問 者 県教育庁生徒指導課 支援・相談班 副参事 1名
指導主事 1名
- 4 参 加 者 校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事
1～3学年主任
- 5 内 容
- ・懸案事項進捗確認
 - ・自校体制チェックシートについての指導・助言
 - ・事案発生時の校内対応について
 - ・いじめ対策推進教員の校内での役割について
 - ・いじめ対策組織の会議記録の作成・保存について
 - ・スクールカウンセラーのかかわりについて
 - ・いじめに関するアンケートについて
 - ・学校いじめ防止基本方針について
- 6 指導事項
- ・いじめ認知日は、校長が1次判断した日である。
 - ・生徒の「学校に行きたくない」理由をあらゆる観点から考える。
 - ・案件の対応に週休日をはさむ場合は、当該生徒や周囲の生徒によるSNS等にも注意する。
 - ・校内研修（職員）時に不在であった職員へは確実に情報共有する。（研修の録画動画を視聴するなど）
 - ・いじめアンケートは即日、複数職員で確認する。
 - ・生徒面談による生徒状況の把握を継続する。
 - ・いじめ防止基本方針の検証を常時行う。

今回のいじめ総点検を活かし、生徒が安心安全に楽しい学校生活を送るよう全職員でいじめを許さない学校作りに取り組んでまいります。

【いじめの定義】

いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

【いじめ類似行為の定義】

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

「新潟県いじめ防止基本方針」（令和3年7月改定）より